

報道機関各位

箕輪町の未来を担う若者正規雇用補助金について

町内に在住する満25歳以下の若者を正規雇用した、事業主への補助制度です。

1 対象者

- (1) 町内に事業所又は事務所(町外本社の場合、町内事業所等を勤務場所とする)において新規雇用した事業主
- (2) 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業主
- (3) 中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者のうち、従業員数が300人以下の事業主

【補助金の対象となる若者とは】

- (1) 正規雇用から12か月を経過し、かつ、引き続き雇用される見込みのもの
- (2) 正規雇用された日の属する月において町内に住所を有し、引き続き町内に住所を有することが見込まれるもの
- (3) 事業主の2親等以内の親族でないもの

2 補助額

若者1人につき10万円

3 申請時期

平成28年4月1日以降、正規雇用から12か月を経過後3か月以内に申請

4 周知方法

- ・町HP、プレスリリース、広報「みのわの実」
- ・町内事業所約300社(工業系)へ通知発送 (12/1 発送済)
- ・町商工会に協力いただき、商工会発送文書へ同封

添付資料 有 無

産業振興課 商工観光推進室
(室長) 山口 弘司(担当) 小松さなえ
電話：0265-79-3111 (内線) 171
FAX：0265-79-0230
E-mail：sangyou@town.minowa.nagano.jp

～箕輪町はセーフコミュニティを推進しています～



<送信先及び提出先>

箕輪町役場 産業振興課 商工観光推進室

〒399-4695 (住所記載不要)

F A X 7 9 - 0 2 3 0

電話 7 9 - 3 1 1 1 (171)

平成 年 月 日

補助金対象者人数報告書

箕輪町の未来を担う若者正規雇用補助金における対象者（見込み）は以下の人数です。

【事業所】 送付先住所

事業所名

担当者名

電話番号

補助金対象者(見込み)人数 人